

第 31 回 競争ルールの検証に関する WG(5/24) 事業者等ヒアリング

追加質問事項への回答

※本回答（赤枠）は「構成員限り」としていただくようお願いします。

1. 固定通信分野の不当競争検証関係

（佐藤構成員）

モバイル市場からの補填が固定市場での競争を歪めることがないことを検証するに当たり、今後、モバイルのセット割の算入可否あるいは算入方法を検討する必要がある。特にセット割やキャッシュバック等に係る会計処理について、貴社から総務省に対して報告いただき、その実態を WG や総務省において検証し議論を深める必要がある。具体的には、例えば以下のような情報を報告していただくことが考えられるが、もしこれらの情報を提出することが困難な事情があれば、御教示いただきたい。

（1）モバイルとのセット割、キャッシュバック、販売奨励金のそれぞれについて、必要となる費用の総額及び、総額のうちモバイルビジネスからの補填金額はいくらか。

（2）それぞれの補填の原資は会計上どのように処理されているか（モバイル側での費目に算入されているのか収入補填となるのか。按分しているのであれば、按分方法と按分後の金額等）。

（ソフトバンク回答）

■ご質問への回答

セット割の割引額、固定 BB のキャッシュバック・販売奨励金における会計処理について、回答いたします。

■本ルールに関する意見

現行の「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例について」（以下、「ルール」という）では、ルールに定める契約締結等補助の金額が不当競争を引き起こすものに該当するかについて、セット割を含めない 4 年間の収支で判断することとなっています。今後、セッ

ト割を固定 BB 事業とモバイル事業に按分する等のルール見直しが検討される際には、以下のような現行ルールの課題も含めて検討をお願いいたします。

- FTTH アクセスサービスは事業者によって提供されるサービス内容に大きな差がないため小売料金に大差はありません。
一方コラボ、シェアド、自前設備など設備の持ち方は多様であり、それによってコスト構造が大きく異なります。
現行ルールでは、収支によって販売活動や割引等を制限する内容となっているため、事業者の設備の持ち方によって制限の度合いが左右されることは競争上問題ではないかと考えます。

以上